（農地又は採草放牧地についての権利取得の届出の方法）

**第十九条**　法第三条の三の届出は、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

一～四　（略）

五　所有権を取得した場合には、所有権を取得した者の国籍等（法人にあつては、その設立に当たつて準拠した法令を制定した国）

**第五十九条**　法第六条第一項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～十一　（略）

十二　農地を所有する農地所有適格法人にあつては、次に掲げる事項

イ　翌事業年度における事業計画

ロ　農地所有適格法人の理事等及び構成員のその農地所有適格法人の行う農業への翌事業年度における従事計画

ハ　農地所有適格法人の理事等又は使用人のうち、その農地所有適格法人の行う農業に必要な農作業に従事する者のその農地所有適格法人の行う農業に必要な農作業（その者が使用人である場合には、その農地所有適格法人の行う農業及び農作業）への翌事業年度における従事計画

ニ　農地所有適格法人の理事等の国籍等並びに使用人の氏名、住所及び国籍等

ホ　主要株主等の氏名、住所及び国籍等（主要株主等が法人である場合には、その名称、設立に当たつて準拠した法令を制定した国及び主たる事務所の所在地）

十三　（略）

（農地台帳の記録事項）

**第百一条**　法第五十二条の二第一項第四号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　（略）

二　その農地の所有者の国籍等（法人にあつては、その設立に当たつて準拠した法令を制定した国並びに理事等（構造改革特別区域法第二十四条第一項の規定の適用を受けて当該農地を取得した法人にあつては、役員）及び使用人の氏名、住所及び国籍等）

三　その農地の所有者が法人である場合には、主要株主等の氏名、住所及び国籍等（主要株主等が法人である場合には、その名称、設立に当たつて準拠した法令を制定した国及び主たる事務所の所在地）

四～十　（略）

（農地台帳に記録された事項の提供）

**第百三条**　農業委員会は、農地中間管理機構に対し、その求めに応じ、農地台帳に記録された事項（第百一条第二号及び第三号に掲げる事項を除く。）を提供するものとする。

2　農業委員会は、土地改良区に対し、その求めに応じ、農地台帳に記録された事項のうち、法第五十二条の二第一項第一号、第二号及び第三号に掲げる事項並びに第百一条第一号、第四号及び第九号に掲げる事項に該当するものを提供するものとする。

3　（略）

（農地又は採草放牧地についての権利取得の届出の方法）

**第十九条**　法第三条の三の届出は、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

一～四　（略）

（新設）

**第五十九条**　法第六条第一項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～十一　（略）

（新設）

十二　（略）

（農地台帳の記録事項）

**第百一条**　法第五十二条の二第一項第四号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　（略）

（新設）

（新設）

二～八　（略）

（農地台帳に記録された事項の提供）

**第百三条**　農業委員会は、農地中間管理機構に対し、その求めに応じ、農地台帳に記録された事項を提供するものとする。

2　農業委員会は、土地改良区に対し、その求めに応じ、農地台帳に記録された事項のうち、法第五十二条の二第一項第一号、第二号及び第三号に掲げる事項並びに第百一条第一号、第二号及び第七号に掲げる事項に該当するものを提供するものとする。

3　（略）